

住宅・土地統計調査に協力を

固総務室

(TEL6384・1627 FAX6337・1631)

住宅や世帯の居住状況、世帯が保有する土地などの実態を調べるため、10月1日を基準日として全国一斉に行う調査です。

調査の結果は、国や地方公共団体で住政策関連施策に活用されます。

9月上旬に、国が指定する地区内の全世帯に、統計調査員が調査のお知らせを配布します。

その中から調査対象に選ばれた世帯には、9月下旬から調査票を配布するので、調査票の記入などの協力をお願いします。



重要な手続きや
制度改正などを
お知らせするよ。

必ず 読んでね

9月は第3期分の納期 固定資産税・都市計画税

固納税課

(TEL6384・1283 FAX6368・7344)

納税は、便利で確実な口座振替か自動払込を利用してください。

住宅改修で固定資産税を減額

固資産税課 (TEL6384・1247 FAX6368・7344)

☎いずれも令和6年3月31日(日)までに工事が完了したもの。

☎いずれも工事完了後、原則3か月以内に所定の用紙を同課へ☎。

省エネ改修

省エネ基準に適合する以下の工事を行った場合、翌年度分の家屋に係る固定資産税額の3分の1を減額します。1戸当たり120㎡まで。1回限りの適用。耐震改修減額の適用を受けている期間は不可。

▶**対象物件** 平成26年4月1日以前に建築した床面積が50～280㎡の住宅。貸家部分は除く。

▶**対象工事** 自己負担額が(1)断熱改修に係る工事※1で60万円を超えるものか、(2)断熱改修に係る工事※1で50万円を超え、その他の工事※2と合わせて60万円を超えるもの。

※1 断熱改修に係る工事…複層ガラスや二重サッシ化などの窓の改修(必須)、床・天井・壁の断熱改修

※2 その他の工事…太陽光発電装置設置工事、高効率空調機設置工事、高効率給湯器設置工事、太陽熱利用システム設置工事

バリアフリー改修

以下のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の家屋に係る固定資産税額の3分の1を減額します。1戸当たり100㎡まで。1回限りの適用。耐震改修減額の適用を受けている期間は不可。

▶**対象物件** 次のすべての要件を満たす住宅。◇65歳以上の人、要介護・要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかの人が居住している。◇床面積が50～280㎡の築10年以上の住宅。貸家部分は除く。

▶**対象工事** 浴室の改良、トイレの改良、階段の勾配の緩和、廊下の拡幅、手すりの設置、床の段差解消、引き戸への取り換え、床の滑り止め化の工事で自己負担額が50万円を超えるもの。

耐震改修

耐震基準に適合する以下の工事を行った場合、翌年度分の家屋に係る固定資産税額の2分の1を減額します。1戸当たり120㎡まで。省エネ改修減額、バリアフリー改修減額の適用を受けている期間は不可。

▶**対象物件** 昭和57年1月1日以前に建築された住宅。

▶**対象工事** 現行の耐震基準に適合する工事を行い、自己負担額が50万円を超えるもの。

ひとり親家庭医療証の更新を

ひとり親家庭医療証更新課

(TEL)6384・1470 (FAX)6368・7349

現在のひとり親家庭医療証の有効期限は10月31日(火)です。9月29日(金)までに同課で更新手続きをしてください。児童扶養手当の現況届提出時に手続き済みの人は不要です。

9月3日(日)は マイナンバー関連の窓口を開設

閩市マイナンバーコールセンター

(TEL)6318・7775 (FAX)6368・7346)

マイナンバーカード予約専用ダイヤル

(TEL)4400・4743)

マイナポイントコールセンター

(TEL)6384・1147)

時 9月3日(日)午前9時～午後5時。

所 ◇マイナンバーカードの申請・交付窓口＝市役所高層棟1階の133番窓口。◇マイナポイント支援窓口＝市役所中層棟2階の特設ブース。

指定難病・特定疾患に給付金

閩障がい福祉室

(TEL)6384・1347 (FAX)6385・1031)

対象者に3万2400円を支給します。

☎ 9月1日(金)時点で市内在住の、指定難病か特定疾患にかかっている市・府民税非課税の人。吹田市障がい者福祉年金の受給資格者は除く。

☑ 9月1日(金)～29日(金)に特定医療費(指定難病)受給者証か特定疾患医療受給者証、印鑑、本人名義の銀行通帳を持って、同室か障がい者相談支援センターへ。令和5年1月1日時点で市外に住んでいた人は、令和5年度非課税証明書など課税状況を確認できるものが必要。特定疾患登録証での申請はできません。

留守家庭児童育成室・放課後キッズスクエア 令和6年4月入室分の受け付け

閩放課後子ども育成室

(TEL)6384・1599 (FAX)6380・6771)

それぞれの施設の利用申請を受け付けます。

	留守家庭 児童育成室	放課後 キッズスクエア
対象	留守家庭児童育成室の入室申請基準を満たす小学1～4年生ほか	留守家庭児童育成室の入室申請基準を満たす小学4年生
場所	市内の全小学校	市内の小学校の一部 ※詳しくは所定の用紙で確認できます
目的	仕事などで保護者が保育できない児童に適切な遊びや生活の場を提供する施設です。児童の状況を踏まえながら、健全な育成を図ります。	放課後の安全な居場所を提供する施設です。自主学習や遊びなど、児童の自由な活動の見守りを行います。

☑ 9月29日(金)～11月30日(土)に所定の用紙を放課後子ども育成室へ☎。用紙は9月上旬から放課後子ども育成室、留守家庭児童育成室、出張所などで配布。

小学校就学時健康診断

閩保健給食室

(朝日町TEL)6155・8152 (FAX)6383・6017)

対象幼児の保護者には10月初旬に案内を送付します。10月16日(月)までに届かない場合は同室へ。詳しくは市ホームページで確認できます。

時 10月17日(火)～12月7日(木)。

☎ 来年4月に小学校へ入学する平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの幼児。



市ホームページ